

北栄町空き家情報バンクに係る空き家の仲介に関する協定書

北栄町（以下「甲」という。）と公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会中部支部（以下「乙」という。）とは、北栄町空き家情報バンクに係る空き家の仲介に関して、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、それぞれの社会的使命と信義・誠実の原則に立ち、空き家情報バンクの実施が円滑かつ効果的なものになるよう、相互に連携し、協力するものとする。

（用語の意義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない町内に存在する建物（近く居住しなくなる予定のものを含み、売却又は賃貸を目的として建築されたものを除く。）及びその敷地をいう。
- （2） 空き家の所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- （3） 定住希望者 町内に定住を希望する者で定住しようとする集落の活動の担い手となる意思のある者をいう。
- （4） 空き家情報バンク 甲が空き家の所有者等から空き家に関する情報（以下「空き家情報」という。）を取得し、定住希望者に対して提供する事業をいう。
- （5） 空き家の仲介 媒介契約に基づき、空き家の購入又は賃借を希望する定住希望者との交渉及び購入又は賃借に係る契約の締結を仲介することをいう。

（媒介契約締結候補業者の選定依頼）

第3条 甲は、空き家の所有者等が空き家情報を空き家情報バンクに登録しようとするときは、乙に属する会員（以下「所属会員」という。）のうちから当該空き家について空き家の所有者等と媒介契約の締結を希望するもの（以下「媒介契約締結候補業者」という。）を選定するよう北栄町空き家情報バンク媒介契約締結候補業者選定依頼書（様式第1号）により乙に依頼するものとする。

（媒介契約締結候補業者の報告等）

第4条 乙は、前条の規定により甲から媒介契約締結候補業者の選定を依頼されたときは、当該空き家の媒介を希望する所属会員に北栄町空き家情報バンク媒介契約締結候補業者選定報告書（様式第2号）により甲に報告させるものとする。

2 乙は、空き家情報バンクによる空き家の仲介に当たっては、媒介契約締結候補業者に、空き家情報バンクに登録した定住希望者以外の者と空き家の売買又は賃貸借に係る交渉又は契約の締結をさせてはならない。

（反社会的勢力の排除）

第5条 乙は空き家情報バンクに登録した定住希望者に対して、次の各号の事項を確約する。

- （1） 自らが暴力団、暴力関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- （2） 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいう）が反社会的勢力でないこと。
- （3） 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この媒介契約を締結するものでないこと。
- （4） 自ら又は第三者を利用して、媒介契約を締結するものでないこと。

（媒介契約の締結依頼）

第6条 甲は、第4条第1項の規定により乙から媒介契約締結候補業者の報告があったときは、空き家の所有者等に当該媒介契約締結候補業者と媒介契約を締結するよう依頼するものとする。

(媒介契約締結等の報告)

第7条 乙は、媒介契約締結候補業者に空き家の所有者等との媒介契約の締結の可否を北栄町空き家情報バンク媒介契約締結結果報告書(様式第3号)により報告させるものとする。

2 乙は、空き家の所有者等と締結した媒介契約に変更があったとき又は媒介契約が失効したときは、当該媒介契約を締結した業者(以下「媒介契約業者」という。)にその旨を北栄町空き家情報バンク媒介契約変更等報告書(様式第4号)により報告させるものとする。

(空き家情報の提供)

第8条 甲は、定住希望者から空き家情報の提供を依頼されたときは、空き家情報の提供を空き家情報提供依頼書(様式第5号)により乙に依頼するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から空き家情報の提供を依頼されたときは、所属会員が有する空き家情報を当該所属会員に空き家情報提供票(様式第6号)により提供させるものとする。

(空き家の仲介に係る結果等の報告)

第9条 乙は、媒介契約業者が空き家情報バンクによる空き家の仲介を行ったときは、当該媒介契約業者にその結果を北栄町空き家情報バンク空き家仲介結果報告書(様式第7号)により報告させるものとする。

(苦情又は紛争の処理)

第10条 空き家情報バンクによる空き家の仲介に関して苦情又は紛争(以下「苦情等」という。)が発生した場合は、甲は関与しないものとする。

(協定の解除)

第11条 甲又は乙は、この協定の規定に違反したと認めたときは、催告しないで協定を解除できるものとする。

2 甲は、前項の規定によりこの協定を解除した場合において、乙に損害が発生したときは、その賠償の責を負わない。

(個人情報等の取扱い)

第12条 乙及び所属会員は、甲から提供を受けた個人情報、空き家情報バンクの遂行に伴い知り得た秘密その他一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は空き家情報バンクの遂行に伴う空き家の紹介以外の目的で使用してはならない。空き家情報バンクが終了した後においても同様とする。

2 乙は、甲から提供を受けた個人情報について、北栄町個人情報保護条例(平成17年北栄町条例第14号)の例により必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第13条 この協定に関して、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年12月7日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

北栄町

北栄町長

私 本 昭 夫



乙 鳥取県倉吉市東巖城町120番地2

公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会中部支部

支部長

藤 原 博 文

